

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)のお知らせ

●保険料について

保険料率は制度を運営している「広域連合」が2年ごとに決定します。

平成20・21年度は…

*** 所得割率：6.53%** *** 被保険者均等割額：35,787円**

- 保険料は被保険者一人ひとりにかかります。一人当たりの保険料額は、その方の所得に応じてご負担いただく部分「所得割額」と被保険者の皆様に等しくご負担いただく部分「被保険者均等割額」との合計額となります。
 - 保険料は、かかった医療給付費の1割を被保険者の皆様に負担していただきます。
 - 保険料率は広域連合の条例で定められ、広域連合の区域内は、原則、均一の保険料率が設定されます。
- ※ 保険料は100円未満の端数は切り捨てます。また、どんなに所得の高い方でも年50万円が上限となります。

均等割額 35,787円	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 所得割額 前年中の総所得金額等－基礎控除額(33万円) × 所得割率 6.53% </div>	=	一人当たりの保険料
------------------------	---	---	---	------------------

※世帯の総所得金額等により「均等割額」の軽減措置があります。

平成20年3月31日まで被用者保険の被扶養者であった方

被用者保険とは……国民健康保険を除いた健康保険(政府管掌、組合管掌、日雇特例)、船員保険および共済組合の公的医療保険の総称です。

所得割額と均等割額の軽減…加入から2年間「所得割額」がかからず、「均等割額」が軽減されます。

なお、平成20年4月から平成21年3月までの軽減内容は、高齢者医療に係る「凍結策」として特例で定められました。



適用期間		軽減内容	
		所得割額	均等割額
加入時から2年間		かかりません	5割軽減
特例として	平成20年 4月～平成20年9月	かかりません	かかりません
	平成20年10月～平成21年3月	かかりません	9割軽減

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について、わからないこと困ったことがございましたらお気軽に役場福祉課までご相談ください。